

公立大学法人周南公立大学の各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領

令和4年7月15日決定

令和6年4月1日廃止

周南市公立大学法人評価委員会

この要領は、周南市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務実績評価（以下「年度評価」という）の実施に関し、「公立大学法人周南公立大学の業務実績評価の基本的な考え方」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 実施方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書を基に行うものとし、法人は、当該報告書に自己点検・自己評価結果を記載するものとする。評価委員会は、当該報告書及び法人への聴取、現地視察等により業務実績の状況を確認し、評価を行う。

2 評価の手順

（1）法人による自己点検・評価

ア 小項目別評価

法人は、年度計画の記載項目（小項目）及び指標ごとに、当該事業年度の業務の実績を明らかにするとともに、以下の5段階により自己評価する。

評価	定義
5	年度計画を大幅に上回って実施している（特に優れるもしくは顕著な成果がある）
4	年度計画を上回って実施している（上回るもしくは十分な実施状況）
3	年度計画をおおむね実施している（実施）
2	年度計画を十分に実施できていない（下回るもしくは実施が不十分）
1	年度計画を大幅に下回っている（特に劣るもしくは実施していない）

イ 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の次の事項（以下「大項目」）ごとに、当該事業年度における中期計画の進捗状況について、記述式により自己評価する。

- | |
|--|
| I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
①教育に関する目標を達成するための措置
②研究に関する目標を達成するための措置 |
| II 地域社会との連携・共創、地域貢献に関する目標を達成するための措置 |
| III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 |
| IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 |
| V 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 |
| VI その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 |

ウ 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

(2) 評価委員会による評価

ア 小項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書その他の資料の確認、及び法人への聴取等により、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析を行う。

その結果を踏まえて、小項目ごとの進捗状況について、上記(1)アに定める評価基準に沿って評価を行う。その際、法人による評価と評価委員会による判断が異なる場合は、その評価結果及び理由等を示す。また、その他、評価委員会において必要がある場合はコメントを付す。

イ 大項目別評価

評価委員会は、上記アの小項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を勘案し、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。

評価	定義	判断の目安
s	中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である	小項目別評価の各項目の評定の平均値が4.3以上であり、かつ、業務の進捗状況や特記事項の内容に特筆すべき進捗や取組があると評価委員会が認める場合
a	中期計画の達成に向け順調に進捗している	・小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下であり、かつ、評価委員会が「a」と認める場合 ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が3.5以上4.2以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「a」と認める場合
b	中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している	・小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下であり、かつ、評価委員会が「b」と認める場合 ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が2.7以上3.4以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「b」と認める場合

c	中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下であり、かつ、評価委員会が「c」と認める場合 ・小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.9以上2.6以下に満たないが、主たる業務の進捗状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「c」と認める場合
d	中期計画の達成のためには進捗が遅れており、改善の必要がある	小項目別評価の各項目の評定の平均値が1.8以下であり、中期計画の達成のためには改善の必要があると評価委員会が認める場合

ウ 全体評価

評価委員会は、上記イの大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績の全体について、次の5段階により評価するとともに、当該事業年度における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

評価	定義
S	中期計画の達成に向け特筆すべき進捗状況である
A	中期計画の達成に向け順調に進捗している
B	中期計画の達成に向けおおむね順調に進捗している
C	中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている
D	中期計画の達成のためには進捗が遅れており、改善の必要がある

3 その他

この各事業年度の業務実績評価（年度評価）実施要領は、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえで見直しを行う。